明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（二三八）　二
○経済産業省組織令の一部を改正する政令（二三九）　四
○関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二四〇）　六
〔省　令〕
○関税法施行規則等の一部を改正する省令（**財務**五五）　一〇
○地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令の一部を改正する省令（**同**五六）　一二
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（**経済産業**七五）　一四
〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**金融庁**二六）　三
○労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失った件（**金融庁・厚生労働**二）　三
○関税法施行令第九十二条第四項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第四項の規定に基づき税関官署を指定する件（**財務**一九四）　一四
〔公　告〕
諸事項　一四
裁判所
免責、再生関係

本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第二三八号）（厚生労働省）

1　大臣官房統計情報部を廃止するとともに、同部の業務を政策統括官に移管することとし、政策統括官の職務を変更することとした。（第二条、第三条、第一五条及び第二七条～第三〇条関係）

2　情報政策・政策評価審議官の名称及び所掌事務を変更するとともに、サイバーセキュリティ・情報化審議官を設置することとした。（第一八条関係）

3　医薬・生活衛生局審査管理課を改組し、同局に医薬品審査管理課及び医療機器審査管理課を設置することとした。（第四九条～第五四条関係）

4　労働基準局の所掌事務を変更するとともに、同局に労働関係法課及び賃金課を設置し、同局労働条件政策課の所掌事務を変更することとした。（第七条、第五九条、第六一条、第六二条の二及び第六二条の三関係）

5　年金局事業企画課及び事業管理課の所掌事務を変更することとした。（第一三〇条及び第一三〇条の二関係）

6　本省に置く参事官の数を変更することとした。（第一三一条関係）

7　この政令は、平成二八年六月二一日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第二三九号）（経済産業省）

1　経済産業政策局の所掌事務を変更するとともに、同局の課の再編整理を行い、地域企業高度化推進課及び地域産業基盤整備課を置くこととした。（第四条、第一一条及び第三〇条～第三二条関係）

2　製造産業局の所掌事務を変更するとともに、同局の課の再編整理を行い、金属課、素材産業課及び生活製品課を置くこととした。（第八条、第六六条～第六八条、第七〇条、第七三条、第七八条及び第七九条関係）

3　商務情報政策局の所掌事務を変更するとともに、同局の課の再編整理を行い、サイバーセキュリティ課を置くこととした。（第九条、第八〇条、第八二条及び第八三条関係）

4　大臣官房に置かれる参事官を一五人とすることとした。（第一三条関係）

5　貿易経済協力局貿易管理部を再編し、安全保障貿易管理政策課を置くとともに、貿易管理課及び安全保障貿易管理課の所掌事務を変更することとした。（第四五条、第五一条、第五三条及び第五四条関係）

6　資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部を再編し、新エネルギーシステム課を置くとともに、省エネルギー対策課及び新エネルギー対策課の名称を変更することとした。（第一三条、第一一五条～第一一七条関係）

7　資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課を廃止し、その事務を同部政策課に移管することとした。（第一二五条及び第一二六条関係）

8　産業構造審議会の製造産業分科会及び商務流通情報分科会の所掌事務を変更することとした。（附則第二項関係）

9　この政令は、公布の日から施行することとした。